

昇格条件

【土木工事】

※ 「<共通>」及び「前年度の格付の昇格条件」を全て満たすと昇格となります。

<共通>

- (1) 金銭的信用状況に問題なく、経営状況が健全であること
- (2) 前年度において、指名停止等の措置を受けていないこと
- (3) 事業所表示の看板等があり、事務所の形態に不備がないこと

※ 昇格候補者においては、毎年事業所表示の看板等の有無を現地調査しています。

- (4) 前年度において、指名通知の辞退にあたって連絡の不備がないこと
- (5) 前年度において、入札の際に無届で遅刻又は欠席をしていないこと。
- (6) 3箇年の工事評点（各年度の平均工事成績点－60点）の合計が－1点より高いこと。

<A2→A1>

- (1) A2に格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) A1・A2・a2に格付される業者の中で、総合点数の順位が15位以内
- (3) 経営事項審査における「土木一式」の総合評定値（P）が860点以上
- (4) A2に格付されている期間が4年以上

<a2→A2>

- (1) a2に格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) a2に格付されている期間が2年以上

<B→a2>

- (1) Bに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) Bに格付される業者の中で、総合点数の順位が10位以内
- (3) 経営事項審査における「土木一式」の総合評定値（P）が710点以上
- (4) Bに格付されている期間が5年以上
- (5) 特定建設業の許可を有し、監理技術者証を有する監理技術者を雇用していること
- (6) 準市内業者でないこと

<C→B>

- (1) Cに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) 経営事項審査における「土木一式」の総合評定値（P）が610点以上
- (3) Cに格付されている期間が4年以上

<D→C>

- (1) Dに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) 経営事項審査における「土木一式」の総合評定値（P）が460点以上
- (3) Dに格付されている期間が2年以上

<E→D>

- (1) Eに格付されている期間が2年以上

降格条件

【土木工事】

※ 「共通」又は「前年度の格付の降格条件」のいずれかに該当すると降格となります。

<共通>

- (1) 不渡り手形の発行、銀行取引停止等の事実があり、経営状況が不健全であること
- (2) 建設業法に基づく営業停止処分を受けたとき

<A1→A2>

- (1) A1・A2・a2に格付される業者の中で、総合点数の順位が40位以下
- (2) 経営事項審査における「土木一式」の総合評定値(P)が760点未満

<A1→B/A2→B/a2→B>

- (1) 経営事項審査における「土木一式」の総合評定値(P)が710点未満
- (2) 特定建設業の許可を有しなくなったこと

<B→C>

- (1) 経営事項審査における「土木一式」の総合評定値(P)が610点未満

<C→D>

- (1) 経営事項審査における「土木一式」の総合評定値(P)が460点未満

<D→E>

<共通>以外の降格要件なし

降格緩和

- <共通>(1)又は(2)の要件により降格対象となった者は、降格緩和を適用せず、降格対象となった時点で降格する。
- 「特定建設業の許可を有しなくなったこと」により降格対象となった者は、降格緩和を適用せず、降格対象となった時点で降格する。ただし、降格した年度中に特定建設業の許可を受けた場合に限り、昇格条件<共通>(1)(2)(3)(4)(5)の全てを満たす場合、特定建設業の許可を受けた日以後直近の7月1日から降格前の等級に復帰する。
- 上の2例以外の要件により降格対象となった者は、以下のとおり取り扱う。なお、降格緩和を適用した者に対して、別途通知を送付している。
 - ・降格対象となった初年度目は、降格緩和を適用し、降格としない。
 - ・2年度連続で降格対象となった場合は、降格緩和を適用せず、降格する。

格付一覧表（土木工事）

※ 等級及び業者登録番号順

等級	業者登録番号	業者名	業者種別	等級	業者登録番号	業者名	業者種別	等級	業者登録番号	業者名	業者種別
A 1	7	池田建設(株)		B	12	石橋建設(株)		C	104	(株)城東土木	
	16	今広建設(株)			24	(株)宇治川工業			156	(株)戸田工務店	
	17	岩出建設(株)			30	大岩建設(株)			170	新川商事(株)	
	43	奥野工業(株)			31	大江建設(株)			193	(株)阪祥	優良
	51	兼杉興業(株)			61	関西ロック(有)			226	(株)向井建設	
	70	(株)草柳建設			62	(株)キュービック			236	(株)矢野産業開発	
	75	コスモ建設(株)			74	(株)久禮工務店			494	(株)友仁工業	
	103	城東建設(株)			85	(株)さかえ土木興業			3915	(有)エスケ-工業	
	143	大和建设(株)			105	(株)末廣興業 岸和田本店	準市内		4075	(株)大起	
	146	津田建設(株)			109	(株)成光建設			4082	(株)吉田建設工業	
	179	日信建設(株)			110	星光建設(株) 岸和田本店	準市内		4134	坊内建設工業(株)	
	196	樋口建設(株)			117	(株)タチバナ			4270	開成建設(株)	
	201	深井建設(株)			121	大平建設(株)			4303	(株)サイマ建設	
	209	(株)堀健			126	橋建設(株)			4479	(株)コア工務店	
	216	(株)松徳建設			130	谷口建設(株)			4543	(株)田中建設工業	
225	(株)パコーポ レーション		134	大英建設(株)		55	(有)川勝土木				
234	矢野建設(株) 本店		149	(株)トリ建設 岸和田本店	準市内	153	東京建設(株)				
243	(株)横山工務店		163	(株)カミネコンストラクション		3528	大東工機(株) 岸和田工場	準市内			
A 2	21	(株)上野組工業		175	(株)西野建材店		3962	ブロード 樋口工業(株)			
	56	川口建設(株)		187	八光建設		4197	(株)大久工務店			
	73	(株)久禮コンストラクション		197	(株)H I S A M I T S U		4204	大和泉土木(株)	復帰		
	90	櫻井工業(株)		235	(株)矢野工務店		4233	原吉組建設(株)			
	106	(株)杉原組		404	(株)殿本重機		4373	(株)T H商会			
	128	(株)田中工務店		408	隈元総建		4380	(株)L e a 岸和田本店	準市内		
	186	(株)橋本興業		423	(有)光栄開発		4535	(株)プラス			
	205	藤本建設(株)		431	(株)東栄産業		4545	(株)タカ-			
	207	(株)藤原工務店		459	小南建設(株)		4608	(株)神崎組			
	208	埠頭建設(株)		468	(株)エース		4610	真建設			
a 2	214	(株)松喜土木工業		475	ガッパ工業(株)		100	(株)しおはん			
	218	万洋開発(株)		506	上野建設(株)		4313	(株)新谷建設			
	477	西照建設		1244	(有)テラト工業		4715	英星土木工業(株)			
	71	(株)久米田建材店		2393	(株)ロビン 岸和田支店	準市内	4732	杉本建設 (株)			
	176	西野建設(株)		3830	開正建設		4735	平岡工業 (株)			
	194	ビティ建設(株)		4034	(株)旭地建		4747	(株)河昌			
	220	溝上建設(株)		4277	明和建設(株)						
	4090	(有)シノ組工業		4281	工和建材(株)						
				4397	音揃技建(株)						

※ この格付表は、令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間、適用されます。

ただし、岸和田市建設工事指名業者等級格付基準要領（以下、要領という。）等の規定により、必要に応じて変更する場合があります。

※ 業者登録番号は、大阪地域市町村共同利用電子入札システムの「業者番号」における下4ケタです。

※ 業者種別において「準市内」の表示がない業者は、全て、要領第3条第2項に規定する、岸和田市内に建設業の許可における主たる営業所を置く事業者として取り扱う業者です。

※ 業者種別における用語の意味は以下のとおりです。

- 「準市内」・・・要領第3条第3項に規定する、岸和田市内に建設業の許可における従たる営業所のみを置く事業者等
- 「復帰」・・・要領第4条第4項第2号に規定する、従前在籍格付への復帰扱いとなる事業者
- 「優良」・・・前年度の工事成績点が工事優良点数以上である等の要件を満たした、優良業者